

小国町 工事基準点算出表(チェックリスト)

【補助要綱第6条関係】

区分	番号	工事内容	基準点	数量	工事点
新・生活様式対応	1-1	宅配ボックス又はモニター付きインターホンを設置する工事	5点/箇所	箇所	点
	1-2	住宅内や玄関脇に手洗い器を設置する工事	10点/箇所	箇所	点
	1-3	タッチレス水栓器具設置を設置する工事	5点/箇所	箇所	点
	1-4	通風式玄関ドアに取り替える工事又は換気用の開口部を設置する工事	10点/箇所	箇所	点
	1-5	自動開閉式便座に取り替える工事	8点/箇所	箇所	点
	1-6	テレワーク等を行うためのワークスペースを設置する工事又は既存の居室をワークスペースに改良する工事	10点/箇所	箇所	点
減災・部分補強	2-1	住宅の既存部分にある壁(幅90cm以上のものに限る。)を筋かいや構造用合板等で補強する工事	10点/箇所	箇所	点
	2-2	住宅の屋根又は2階以上の部分の重量を軽減する工事	10点/箇所	箇所	点
	2-3	住宅内に耐震シェルターや防災ベッド等を設置する工事	10点/箇所	箇所	点
	2-4	主要構造部の柱を補強、又は増設する工事	10点/箇所	箇所	点
	2-5	基礎の強度を上げる工事	10点/箇所	箇所	点
	2-6	柱、梁又は筋交いの接合金物を増設する工事	5点/箇所	箇所	点
寒さ対策・断熱化	3-1	やまがた健康住宅の認証を受けた改修工事	10点/工事	工事	点
	3-2	外部に面する住宅の開口部の断熱性を高める二重建具、複層ガラス入り建具又は複層ガラスの設置工事	5点/箇所	箇所	点
	3-3	熱交換換気システムを設置する工事	4点/箇所	箇所	点
	3-4	住宅の既存部分の外気と接する外壁、天井、床等に断熱材を使用する工事	2点/m ²	m ²	点
	3-5	浴室、脱衣室、トイレ、廊下のいずれかに設備工事を伴う暖房機器を設置する工事	10点/基	基	点
バリアフリー化	4-1	住宅内の廊下又は出入口の幅を拡張する工事	10点/m ²	m ²	点
	4-2	勾配の緩い階段に交換又は改良する工事	10点/箇所	箇所	点
	4-3(1)	浴室の床面積を増加させる工事	10点/m ²	m ²	点
	4-3(2)	浴槽のまたぎ高さを低くする工事	10点/箇所	箇所	点
	4-3(3)	浴槽の出入りを容易にする設備の工事(固定式の移乗台,踏み台等)	2点/箇所	箇所	点
	4-3(4)	身体の洗浄を容易にする水洗器具の設置又は取替え工事	3点/箇所	箇所	点
	4-4(1)	便所の床面積を増加させる工事	10点/m ²	m ²	点
	4-4(2)	便器を座便式のものに取り替える工事	10点/箇所	箇所	点
4-4(3)	座便式の便器の座高を高くする工事	10点/箇所	箇所	点	

バリアフリー化	4-5(1)	居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路に 長さ100cm以上の手すりを取り付ける工事	2 点/m	m	点
	4-5(2)	長さ100cm未満の手すりを取り付ける工事	2 点/箇所	箇所	点
	4-6(1)	勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに 浴室の出入口の段差解消又は段差を小さくするもの	10 点/m ²	m ²	点
	4-6(2)	(1)以外の部分の段差を解消するもの	5 点/m ² 2 点/箇所	m ² 箇所	点 点
	4-7(1)	出入口の開戸を引戸、折戸等に取り替える工事	5 点/箇所	箇所	点
	4-7(2)	出入口の開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事	1 点/箇所	箇所	点
	4-7(3)ア	出入口の戸に開閉のための動力装置を設置する工事	10 点/箇所	箇所	点
	4-7(3)イ	出入口の戸を吊戸方式に変更する工事	5 点/箇所	箇所	点
	4-7(3)ウ	ア、イ以外の工事	2 点/箇所	箇所	点
	4-8	床の材料を滑りにくいものへの取り替える工事	1 点/m ²	m ²	点
4-9	エレベーターや階段用昇降設備の設置工事	10 点/箇所	箇所	点	
克雪化	5-1(1)	雪下ろし作業用命綱(安全带)を固定するための金具を取り付ける工事	2.5 点/箇所	箇所	点
	5-1(2)	雪止めを設置又は取り替える工事 5 m未満	5 点/箇所	箇所	点
		5 m以上	10 点/箇所	箇所	点
	5-1(3)	固定式ハシゴを設置又は取り替える工事 1 階分につき	5 点/箇所	箇所	点
	5-2(1)	屋根の勾配を大きくする工事	10 点/箇所	箇所	点
	5-2(2)	雪が滑りやすい屋根材に改良する工事	10 点/箇所	箇所	点
	5-2(3)	屋根に雪割板を設置する工事	10 点/箇所	箇所	点
5-3	住宅又は住宅の敷地内に融雪設備を設置する工事	10 点/箇所	箇所	点	
県産材使用	6-1	住宅に県産木材の認証合板 又は県産木材(「やまがた県産集成材」を含む)を使用した工事	2.5 点/0.1m ³ (0.1m ³ 未満は切り捨て)	m ³	点

合計	点
----	---